

令和 7 年

市議会 6 月定例会議案

知立市

令和 7 年市議会 6 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 開	報告第 3 号	令和 6 年度知立市土地開発公社決算について
安 心	報告第 4 号	継続費繰越計算書について（令和 6 年度知立市一般会計）
総務等	報告第 5 号	繰越明許費繰越計算書について（令和 6 年度知立市一般会計）
水 道	報告第 6 号	継続費繰越計算書について（令和 6 年度知立市水道事業会計）
水 道	報告第 7 号	繰越計算書について（令和 6 年度知立市水道事業会計）
下 水	報告第 8 号	繰越計算書について（令和 6 年度知立市下水道事業会計）
総 務	同意第 4 号	知立市固定資産評価審査委員会委員の選任について
協 働	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
総 務	議案第 4 1 号	知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 4 2 号	知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
税 務	議案第 4 3 号	知立市税条例の一部を改正する条例
税 務	議案第 4 4 号	知立市都市計画税条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 4 5 号	知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
安 心	議案第 4 6 号	財産の取得について（避難所トイレ環境改善物品）
	議案第 4 7 号	令和 7 年度知立市一般会計補正予算（第 1 号）
長 寿	議案第 4 8 号	令和 7 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

報告第 3 号

令和 6 年度知立市土地開発公社決算について

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

報告第4号

継続費繰越計算書について（令和6年度知立市一般会計）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき繰り越した継続費の金額を、同項の規定により次のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

知立市長 石 川 智 子

令和6年度知立市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
9 消防費	1 消防費	同報無線整備事業	262,865,000	108,192,000		108,192,000	39,558,000	68,634,000	68,634,000	34,000		68,600,000	

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書について（令和 6 年度知立市一般会計）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定に基づき翌年度に繰り越した繰越明許費の金額を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

令和6年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	一般管理諸事業	1,236,000	1,236,000					1,236,000
2 総務費	1 総務管理費	契約検査管理事務事業	11,374,000	11,374,000					11,374,000
2 総務費	1 総務管理費	企業立地推進事業	96,032,000	96,032,000		16,689,000	74,700,000		4,643,000
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者世帯支援事業	218,870,000	101,204,000		101,204,000			
3 民生費	2 児童福祉費	私立保育園等運営事業	7,524,000	7,524,000		5,514,000			2,010,000
4 衛生費	1 保健衛生費	地球温暖化対策事業	10,647,000	10,647,000		7,802,000			2,845,000
4 衛生費	3 上水道費	上水道事業出資事業	113,000,000	113,000,000			113,000,000		

令和6年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	1 商工費	商工振興推進事業	100,000,000	100,000,000		73,281,000			26,719,000
8 土木費	2 道路橋梁費	幹線市道路面緊急補修事業	48,000,000	48,000,000		22,350,000	22,300,000		3,350,000
8 土木費	2 道路橋梁費	狭あい道路拡幅促進事業	1,000,000	1,000,000					1,000,000
8 土木費	4 都市計画費	知立南北線整備事業	11,320,000	11,320,000		4,700,000	4,200,000		2,420,000
8 土木費	4 都市計画費	知立駅周辺土地区画整理事業	118,987,000	118,987,000		37,876,000	14,100,000	13,080,000	53,931,000
8 土木費	4 都市計画費	知立連続立体交差関連事業	15,635,000	15,635,000		1,500,000			14,135,000
8 土木費	4 都市計画費	知立駅南土地区画整理事業	31,371,000	31,371,000		2,400,000			28,971,000

令和6年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9 消防費	1 消防費	防災施設整備管理 事業	25,196,000	25,196,000		12,590,000			12,606,000
10 教育費	1 教育総務費	新入学祝金給付事 業	40,826,000	40,765,000		29,918,000			10,847,000
10 教育費	2 小学校費	屋内運動場改修事 業(知立東小学校)	48,154,000	48,154,000		16,051,000	32,100,000		3,000
10 教育費	2 小学校費	校舎長寿命化改良 事業(猿渡小学校)	356,021,000	356,021,000		77,739,000	278,200,000		82,000
10 教育費	5 社会教育費	文化会館舞台吊物 装置更新事業	22,000,000	22,000,000					22,000,000
10 教育費	6 保健体育費	地下ピット内蒸気 配管改修事業	8,541,000	8,541,000					8,541,000

報告第 6 号

継続費繰越計算書について（令和 6 年度知立市水道事業会計）

地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく継続費繰越額の使用に関する計画を、同項の規定により次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

令和 6 年度 知立市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和 6 年度継続費予算現額			支払義務 発生(見込) 額	残額	翌年度通 次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通次 繰越額に係 る繰越を要 するたな卸 資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度通 次繰越額	計				補助金	企業債	出資金	損益勘定 留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	配水施設改良事 業(八橋配水場設 備更新)	円 924,737,000	円 369,897,000	円 182,517,500	円 552,414,500	円 325,046,500	円 227,368,000	円 227,368,000	円	円	円 113,000,000	円 114,368,000	円

報告第 7 号

繰越計算書について（令和 6 年度知立市水道事業会計）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定に基づく繰越額の使用に関する計画を、同項の規定により次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

令和 6 年度 知立市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管路耐震化事業 線路防護負担金	15,000,000		15,000,000				15,000,000			関係機関との協議及び工程調整の結果に伴い、負担金事業を繰越で実施するため
1 資本的支出	1 建設改良費	管路耐震化事業 配水管布設(第1工区)工事	124,000,000		124,000,000	16,317,000	76,000,000		31,683,000			関係機関との協議に伴い、配水管布設工事が年度内に完了しなかったため
1 資本的支出	1 建設改良費	管路耐震化事業 配水管布設(第2工区)工事	196,000,000		196,000,000	26,622,000	124,000,000		45,378,000			関係機関との協議及び工程調整の結果に伴い、配水管布設工事が年度内に完了しなかったため
1 資本的支出	1 建設改良費	管路耐震化事業 配水管布設(第22工区)工事	189,000,000		189,000,000	36,666,000	112,000,000		40,334,000			国費の追加補正を活用し、配水管布設工事を繰越して実施するため
1 資本的支出	1 建設改良費	他事業関連布設替事業 配水管布設替(第6工区)工事	75,500,000		75,500,000			39,289,000	36,211,000			下水道工事(汚水枝線NM2577号外)の工程調整の結果に伴い、配水管布設替工事が年度内に完了しなかったため
1 資本的支出	1 建設改良費	他事業関連布設替事業 配水管布設(第15工区)工事	8,280,000		8,280,000			3,352,000	4,928,000			工事の落札者が契約締結を辞退したため、再入札により繰越で工事を実施するため

報告第 8 号

繰越計算書について（令和 6 年度知立市下水道事業会計）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定に基づく繰越額の使用に関する計画を、同項の規定により次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

令和 6 年度 知立市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管移設補償金 污水枝線NM2577号外	円 39,289,000	円	円 39,289,000	円	円 32,600,000	円 6,689,000	円	円	下水道工事の支障となる水道管を移設する工事が、関連工事との工程調整の結果、年度内に完了しなかったため
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道築造工事 污水枝線NO7018号外	114,400,000		114,400,000	25,000,000	51,900,000	37,500,000			下水道工事支障物の対策に時間を要し、下水道工事が年度内に完了しなかったため
1 資本的支出	1 建設改良費	老朽化対策工事 昭和第1排水区	105,248,000		105,248,000	16,900,000	63,800,000	24,548,000			下水道工事設計の修正に時間を要し、下水道工事が年度内に完了しなかったため

同意第 4 号

知立市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を知立市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

記

住 所	
氏 名	渡 辺 洋 司
生年月日	

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年6月5日提出

知立市長 石川 智子

記

住所

氏 名

鈴木修介

生年月日

議案第 4 1 号

知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

知立市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年知立市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 3 項」を「第 1 9 条第 6 項」に、「第 1 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 1 9 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 1 9 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第 2 0 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。

第 2 0 条第 2 項中「勤務時間条例第 1 4 条」を「知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年知立市条例第 1 号。以下「勤務時間条例」という。）第 1 4 条」に、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 2 0 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それ

ぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 育児休業法（平成30年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の知立市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「7時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 4 2 号

知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年知立市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「第 1 7 条の 2 第 1 項」を「第 1 7 条の 3 第 1 項」に改める。

第 1 7 条の 3 を第 1 7 条の 4 とする。

第 1 7 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 1 7 条の 3 とし、第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 1 7 条の 2 任命権者は、知立市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年知立市条例第 2 号）第 2 3 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）知立市職員の育児休業等に関する条例第 2 3 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認する

ための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市長が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 4 3 号

知立市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市税条例の一部を改正する条例

知立市税条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 2 0 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 3 3 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 3 3 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 9 号を次のように改める。

(9) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に掲げる寄附金のうち、愛知県知事の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの

第 3 5 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 5 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 5 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額

が８５万円以下であるものに限る。）」に係るものを除く。）」を加える。

第３５条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３５条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第８１条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）」が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第１０条の２第２３項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同条第２４項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第２５項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第２６項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１０条の３中第１５項を第１６項とし、第１４項を第１５項とし、第１３項の次に次の１項を加える。

１４ 市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 84 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 84 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 85 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 86 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 84 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第33条の2、第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定 令和8年4月1日

(3) 第33条の7第1項の改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(4) 第20条及び第20条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の知立市税条例（以下「新条例」という。）第20条の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族

（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の知立市税条例（以下「旧条例」という。）第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第35条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、知立市税条例第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 知立市税条例第 8 6 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 4 4 号

知立市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市都市計画税条例の一部を改正する条例

知立市都市計画税条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改める。

附則第 1 9 項中「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」を「第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の知立市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 4 5 号

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び知立
市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

(知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第 1 条 知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
2 6 年知立市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」とい
う。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」
に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項各号列記以外
の部分の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携
協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各
号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」
に、「第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は
事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」とい
う。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同
条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2

号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

（知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年知立市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を

「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号の」を「第1項第2号の」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないように

するための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 4 6 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 避難所トイレ環境改善物品 |
| 2 | 数 量 | 一式 |
| 3 | 取 得 金 額 | 金 2 3 , 6 1 7 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 豊田市高崎町欠ノ上 2 3 番地 1 8
内外ガード株式会社
代表取締役 相羽 清志 |
| 5 | 契約の方法 | 7 社の指名競争入札 |

提案理由

この案を提出するのは、災害時における避難所のトイレ環境を改善するため、避難所トイレ環境改善物品を取得する必要があるからである。

入札書比較価格 事後公表		金22,904,800円		落札率 93.7 %	
入 札 執 行 調 書					
令和 7 年 5 月 2 2 日 執行					
物 品 名		避難所トイレ環境改善物品			
納 入 場 所		知立小学校 外 3 0 箇所			
納 期		令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで			
入 札 者 氏 名		第一回 入札書記載金額	第二回 入札書記載金額	第三回 入札書記載金額	備 考
萬茂防災（株）		22,135,000			
内外ガード（株）		21,470,000			落札
（株）服部商店		22,744,000			
（株）榊原 刈谷支店		22,283,200			
キンパイ商事（株） 名古屋支店					無効
名阪興業（株） 本社事業所		25,300,000			
ミドリ安全（株） 刈谷支店					無効
※ 上記金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。					落札者決定